

北里地区の学校を考える会設置要綱

〔 令和 7 年 6 月 2 5 日 〕
〔 7 小教総第 7 1 6 号 〕

（設置）

第 1 条 児童生徒数の減少及び学校施設の老朽化が進む中、北里地区の小牧市立小学校及び小牧市立中学校（以下「小中学校」という。）の再編（以下「学校再編」という。）を進めるに当たり、北里地区の将来を展望した学校のあり方について、幅広い見地から検討するため、北里地区の学校を考える会（以下「考える会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 考える会は、小牧市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が作成した学校再編計画の案その他学校再編に関する事項について、教育委員会の求めに応じ、意見を述べるものとする。

（組織等）

第 3 条 考える会は、委員 2 2 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 北里地区の小牧市 P T A 連絡協議会関係者

(2) 北里地区の学校運営協議会委員

(3) 北里地区の地域代表者

(4) 北里地区の小中学校教職員

(5) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から学校再編計画策定の完了の日までとする。

4 委員が第 2 項各号（第 5 号を除く。）の職を離れたときは、委員の職を失う。

（会長及び副会長）

第 4 条 考える会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、考える会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 考える会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 考える会は、会議において必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 考える会の庶務は、教育総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、考える会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年6月25日から施行する。
- 2 この要綱は、第3条第3項に規定する委員の任期の満了の日限り、その効力を失う。